

盛岡広域振興局長告示第63号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成22年10月29日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1(1) 名称 八幡平市平笠特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市地内の東北自動車道と市道向山線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南東に進み市道若林線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み薬師酪農組合進入路との交点に至り、同点から同進入路を西に進み一般県道焼走り線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道牧野線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み上坊牧野連絡路との交点に至り、同点から同連絡路を西に進み市道向山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 雫石町長山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の町道雫石環状線と町道小岩井・網張線との交点を起点とし、起点から町道雫石環状線を西に進み町道七ツ田・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道高八卦・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道西寄内・高八卦線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み町道高橋線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道篠川原・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道小岩井・網張線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 葛巻町寺田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と町道永井田線との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み町道橋場佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み農道佐野平線の交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道永井田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 矢巾町中央特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡矢巾町地内の国道4号と町道五百刈田巾線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道西前線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道田中縦道線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに西に進み東北新幹線との交点に至り、同点から東北新幹線を南に進み町道白北線との交点に至り、同町道を西に進み一般県道不動矢巾停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道北明堂2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道南明堂線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道赤林南矢幅線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道三堤3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道上程島線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道下海老沼線との交点に至り、同点から同町道を北に進み岩崎川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み一般県道矢巾停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道藤沢9号線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに北東に進みさらに北に進み町道島線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道諏訪3号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道高田3号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道樋ノ口2号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道樋ノ口7号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み見前川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道名郷根線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道巾黒川線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み

町道巾前線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに南に進み町道北前野2号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道北前4号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道下田線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道田郷風張線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道五百刈田巾線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 矢巾町流通センター特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡矢巾町地内の主要地方道盛岡和賀線と町道南村1号線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を北に進み町道野中線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道野中10号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道夏野1号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道北川7号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道夏明4号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道湯道線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道西部工業団地2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道早稲屋敷11号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み一般県道矢巾西安庭線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道南昌台1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道南昌台23号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道南昌台22号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌台19号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道南昌台17号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌台18号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌台6号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道南昌台7号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道西部開拓1号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌トンネル線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南東に進み一般県道矢巾西安庭線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道流通センター南四丁目9号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに北に進み町道流通センター南四丁目1号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道流通センター南四丁目12号線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに東に進み町道流通センター南一丁目3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道流通センター南一丁目1号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み紫波郡矢巾町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を南東に進みさらに南に進み町道南村1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器